

Ⅱ.ドナー補償のための骨髓バンク団体傷害保険



- ◎提供により万ードナーに事故が起きた場合には、骨髓バンクが加入している傷害保険から最高1億円を限度として保険金が支払われます。
- ◎確認検査の同意書に署名した時点から保険の対象になります。
- ◎保険料をドナーが負担することはありません。



1 ドナー補償のための骨髓バンク団体傷害保険の概要

- 1) ドナーが骨髓・末梢血幹細胞の提供を行う目的で自宅を出てから帰宅するまでを包括的に補償する保険です。
病院への往復途上で傷害事故にあった場合も対象になります。骨髓採取の場合は自宅を出た日の翌日から起算して7日目の午後12時、末梢血幹細胞採取の場合は自宅を出た日の翌日から起算して8日目の午後12時を限度とします。
- 2) 骨髓・末梢血幹細胞採取およびこれに関連した医療処置によって生じた事故について保険金をお支払いします。
採取に関連する医療処置には次に掲げるものを含みます。

- ◎ドナーが「確認検査の同意書」に署名した後、ドナー適格性判定のための確認検査、採取前健康診断、自己血採血、G-CSF注射などの医療処置。
- ◎採取後健康診断などの医療処置。ただし、骨髓・末梢血幹細胞採取の日の翌日から3ヵ月以内に受診したものに限ります。
- ◎移植後、完全に治癒しなかった患者に対して行う採血などの医療処置(DLI)。ただし、骨髓・末梢血幹細胞採取の日の翌日から7年^{*}以内に行われたものに限ります。

*なお、「骨髓バンク団体傷害保険」におけるDLIの補償期間は、2017年4月以降の骨髓・末梢血幹細胞提供では、7年以内に行われたもの、2017年3月以前の骨髓・末梢血幹細胞提供では、2年以内となります。

3) 補償内容は以下のとおりです。

死亡保険金額	1億円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金額	上記の4%～100%	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の額をお支払いします。
入院保険金 180日限度	1日あたり 10,000円	平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、その日数に対して入院保険金日額をお支払いします。※
通院保険金 180日目までの 90日限度	1日あたり 5,000円	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(含往診)による医師の治療を受けた場合、その日数(90日が限度)に対して通院保険金日額をお支払いします。※

※末梢血幹細胞採取に伴う入院保険金・通院保険金は、医師の治療を開始した日の翌日を起算日として2日を経過してもなお入院・通院していた場合に限ります。

4) 保険金をお支払いする場合

ドナーが5)の期間中に偶然の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いします(骨髓または末梢血幹細胞採取およびこれに関連した医療処置によって生じた傷害を含む)。

5) 保険金をお支払いする期間

骨髓または末梢血幹細胞採取およびこれに関連した医療処置を受ける目的でドナーが住居を出てから、次のうちいずれか早い時までとなります。

①ドナーが住居に帰宅した時

②住居を出た日の翌日から起算して7日目の午後12時(骨髓提供の場合)

住居を出た日の翌日から起算して8日目の午後12時(末梢血幹細胞提供の場合)

6) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような原因により生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。

- 故意 ○自殺、けんか、犯罪行為 ○無免許運転、酒酔運転
- 地震、噴火、津波 ○戦争、その他の変乱、原子核反応など
- 骨髓・末梢血幹細胞採取およびこれに関連した医療処置に起因しない脳疾患、疾病または心神喪失
- 骨髓・末梢血幹細胞採取およびこれに関連した医療処置に起因しない外科的手術その他の医療措置

次のような傷害に対しては保険金をお支払いできません。

- 自覚症状しかない頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)
- 自覚症状しかない腰痛

(特約条項より一部引用)

骨髓ドナーの団体傷害保険は1999年11月改定・12月施行

末梢血幹細胞ドナーの団体傷害保険は2010年10月施行